医療機関（歯科を含む）、介護、障がい事業所にお勤めの皆様へ

就業等に係る費用を一部補助します

**◆はじめて町内の事業所で就業される方へ（医療・介護・障がい福祉業務従事者就業補助事業）**

（１）町内の事業所で、新規採用されてから引き続き6か月以上勤務し、その後1年以上就業し続ける意思のある方。ただし、以下の条件の方を除きます。

・事業所に新規採用された日前2年以内に他の町内の事業所に勤務していた方。

・同一法人が運営する町外の事業所から町内の事業所へ勤務異動した方。

・過去に富加町医療・介護・障がい福祉業務従事者就業補助事業の補助金の交付を

うけた方。

（２）補助金の額

・医師、歯科医師、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、

作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、

管理栄養士、介護支援専門員、その他同等の国家資格をお持ちの方。

：50,000円

・栄養士、介護職員初任者研修、歯科助手、その他同等の資格をお持ちの方。

：20,000円

・町内在住の方は補助金額に30,000円が加算されます。

**◆介護専門職の資格取得を考えている方へ（介護業務関連資格取得補助事業）**

1. 町内の介護サービス事業所に就業している方で、就業しながら次の資格を取得した方。

※過去に富加町介護業務関連資格取得補助事業の補助金の交付を受けた方は対象外となります。

　　　【社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・介護職員初任者研修】

（２）補助金の額

・社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員：30,000円

　　　・介護職員初任者研修： 20,000円

**◆現在、介護支援専門職員として従事している方へ（介護業務関連資格更新事業）**

（１）介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を更新する方で、町内の介護サービス事業所に就業している方。

（２）補助金の額：30,000円

**詳細については富加町ホームページ又は下記連絡先までお問い合わせください**

**富加町役場　福祉保健課　福祉係**

**電話番号：（０５７４）５４－２１８３　【直通】**